第六条第四項第五号ハ⑵中「連結自己資本規制比率」を「最低所要連結自己資本規制比率」に改める。

第七条第四項第五号ハ⑵中「連結自己資本規制比率」を「最低所要連結自己資本規制比率」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額）

第七条の二　第二条の二第一項の算式において、資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一　普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額（第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。）から次に掲げる額の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」という。）に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

イ　信用リスク・アセットの額の合計額

ロ　マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ　オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ニ　第十三条第一項から第三項までの規定により加算される額（これらの規定の適用がある場合に限る。）

二　リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Ｔｉｅｒ１資本の額（第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

三　リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

イ　Ｔｉｅｒ２資本の額（第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本の額をいう。）

ロ　その他Ｔｉｅｒ１資本の額からリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

第八条第一項中「前条第一項第五号」を「第七条第一項第五号」に改め、同条第四項中「前条第二項第一号」を「第七条第二項第一号」に改め、同条第六項中「前条第二項第二号」を「第七条第二項第二号」に改め、同条第七項中「前条第二項第三号」を「第七条第二項第三号」に改め、同条第八項中「前条第二項第四号」を「第七条第二項第四号」に改める。

第九条から第十三条までの規定中「第二条各号」の下に「及び第二条の二第一項」を加える。

第二十三条中「及び欧州共同体向けの」を「、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向け」に改める。

第三十一条中「最終指定親会社及び」の下に「最終指定親会社に準ずる外国の会社、経営管理会社並びに」を加える。

第四十七条第一項第二号ロの表（注２）②中「及び経営管理会社」を「、経営管理会社及び外国証券業者」に改める。

第六十五条第三号及び第七十条第一項第一号の表（注）中「欧州共同体」の下に「、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ」を加える。

第七十七条第二項第二号中「、外国証券業者」を削り、「及び経営管理会社及び外国証券業者」に改める。

第二百六十二条の表（注２）中「及び経営管理会社」を「、最終指定親会社に準ずる外国の会社、経営管理会社及び外国証券業者」に改める。

（最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件の一部改正）

第六条　最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十二年金融庁告示第百三十号（二）を削り、「定める件」の下に「（平成二十二年金融庁告示第百三十号）を加え、「最終指定親会社連結自己資本規制比率告示」を「連結自己資本規制比率告示」に改め、「連結自己資本規制比率（二）を削り、「連結自己資本規制比率をいう。以下同じ。）」を「連結自己資本規制比率」に改め、「、次条」の下に「及び第三条」を加え、「表に掲げる経営の健全性の状況をいう。第三条において同じ。）に係る区分に応じ同表」を「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　連結自己資本規制比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率をいい、連結資本バッファー比率（連結自己資本規制比率告示第二条の二に規定する連結資本バッファー比率をいう。次号及び第三条において同じ。）を除く。以下同じ。）を指標とする区分

経営の健全性の状況に係る区分	命令の内容
非対象区分	
連結自己資本規制比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上 ロ　連結Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上 ハ　連結総自己資本規制比率　八パーセント以上	
第一区分	
連結自己資本規制比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　二・二五パーセント以上四・五パーセント未満 ロ　連結Ｔｉｅｒ１比率　三パーセント以上六パーセント未満 ハ　連結総自己資本規制比率　四パーセント以上八パーセント未満	最終指定親会社及びその子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）の経営の健全性を確保するための合理的と認められる計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	
連結自己資本規制比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満 ロ　連結Ｔｉｅｒ１比率　一・五パーセント以上三パーセント未満 ハ　連結総自己資本規制比率　二パーセント以上四パーセント未満	次に掲げる最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実に資する措置に係る命令 イ　最終指定親会社及びその子法人等の資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ロ　最終指定親会社及びその子法人等の総資産の圧縮又は増加の抑制 ハ　子法人等（対象特別金融商品取引業者（法第五十七条の十二第三項に規定する対象特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）を除く。）の株式又は持分の処分 ニ　その他金融庁長官が必要と認める措置